

滋教委高第 138 号  
滋教委特支第 48 号  
滋教委保第 49 号  
令和3年(2021年)2月5日

県立学校長 様

県教育委員会事務局高校教育課長  
県教育委員会事務局特別支援教育課長  
県教育委員会事務局保健体育課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る県立学校の部活動について  
(再通知)

部活動については、令和3年1月14日付け、滋教委高第55号、滋教委特支第14号、滋教委保第26号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る県立学校の部活動について」により、2月7日まで制限を設けたところですが、近隣府県を含む全国各地の緊急事態宣言が延長され（栃木県は解除）、県内における感染も継続して発生しております。こうした事態を踏まえ、運動部活動、文化部活動ともに、練習試合や発表会、他校との合同練習等について、当面3月7日まで下記の制限を延長します。つきましては、部活動関係者へ周知していただき、活動に際してはより一層警戒度を高め、感染リスクの低減を徹底的に図りながら活動を行っていただきますようお願いします。

なお、引き続き、部活動への参加にあたっては、保護者の理解を得た上で、生徒に無理をさせることがないよう配慮するとともに、感染拡大の抑制を第一義的に考慮して、活動の必要性を改めて検討するなど適切な対応をお願いします。

記

- 1 緊急事態宣言の対象区域に属する地域での練習試合や合同練習等は、不可とする。
- 2 県内および緊急事態宣言の対象区域以外の地域にある学校との練習試合や合同練習等は、可能な限り十分な感染症対策を行った上で可能とする。
- 3 合宿や泊を伴う活動は不可とする。
- 4 大会等への出場については、全国・近畿大会への県予選や高体連・高文連主催の公式試合のみ可能とする。

高校教育課	教育力向上係	杉原
特別支援教育課	教育指導係	武田
保健体育課	学校体育係	小田・東谷